

現行会則	会則改定案
<p style="text-align: center;">兵庫県透析医会会則</p> <p>(名称及び事務局) 第1条 この会は、兵庫県透析医会と称し、事務局を神戸市中央区北長狭3丁目6番3号元町HDクリニック内に置く。</p> <p>(目 的) 第2条 この会は、適正な人工透析療法の普及、技術の向上及び関係者の教育、研修を行なうと共に、腎不全対策の推進のための事業を行ない、もって会員の倫理の昂揚及び資質の向上と社会福祉の増進することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第3条 この会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。 1. 腎不全治療に関する知識及び手技の普及活動。 2. パラメディカルスタッフの育成に関する事項。 3. 診療適正化のための検討。 4. 関係諸団体との交流。 5. 会員相互の親睦。 6. その他前条の目的達成に必要な事業。</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県透析医会会則</p> <p>第1章 名称及び事務局、目的、事業</p> <p>(名称及び事務局) 第1条 この会は、兵庫県透析医会と称し、事務局を神戸市中央区北長狭3丁目6番3号元町HDクリニック内に置く。</p> <p>※第1章 名称及び事務局、目的、事業 第1章が抜けていたので、追加をした。</p> <p>(目 的) 第2条 この会は、適正な透析療法をはじめとする腎不全治療の向上を目的とする。</p> <p>(事 業) 第3条 この会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。 1. 腎不全対策および腎代替療法の向上に関する事業。 2. 医療スタッフの教育・研修に関する事業。 3. 医療安全および災害対策に関する事業。 4. 診療適正化に関する事業。 5. 関係団体との交流に関する事業。 6. 会員相互の親睦に関する事業。 7. その他前条の目的達成に必要な事業。</p> <p>※第3条 6において「および福祉増進」の削除</p>

現行会則	会則改定案
<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 この会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 2. 副会長 2名まで 3. 幹事 22名 但し、総数30名までの増員は会長の要請により総会の承認を得て認める事が出来る。 <p>(役員を選任等)</p> <p>第13条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幹事は、総会において選出する。 2. 会長及び副会長は、幹事会において互選により選出し、総会により承認を得る。 <p>(役員職務)</p> <p>第14条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。 2. 副会長は会長を補佐する。 3. 幹事はこの会の会務を分担処理する。 <p>(役員任期)</p> <p>第15条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 2. 補欠、又は増員により選任された役期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。 	<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 この会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 2. 副会長 2名まで 3. 幹事 22名 但し、総数30名までの増員は会長の要請により総会の承認を得て認める事が出来る。 <p>※現行のまま。</p> <p>(役員を選任等)</p> <p>第13条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幹事は、総会において選出する。 2. 会長は、幹事会において互選により選出し、総会の承認を得る。 3. 副会長は、会長が選任する。 <p>※第13条の2「副会長」を削除 ※現状が副会長は会長が任命をして、幹事会の承諾を得ている。また副会長は特に幹事には拘りはなく自由に会長が選任できるようにした方がいいとのご意見があり、広く選任できるようになった。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第14条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。 2. 副会長は、会長を補佐する。 3. 幹事は、この会の会務を分担する。 <p>※幹事の分担処理するという表現は違和感があり、分担するに変更をした。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第15条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員任期は4月1日から2年間とする。ただし、再任は妨げない。 2. 補欠、又は増員により選任された役期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。 <p>※役員任期の明記</p>

現行会則	会則改定案
<p>(役員解任) 第16条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1.この会則は、総会においてこの会則を定める日から施行する。 2.この会は、社団法人日本透析医会と連携を密にし、活動する。 3.本規定は平成21年6月20日より施行する。</p>	<p>(役員解任) 第16条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>※現行のままです。</p> <p>※細則は別紙となり、「会長選出に係わる実行細則」とする方がよいのではないかとということになり、以下のように変更をした。</p> <p>【細則】 会長選出の手順 1. 会長に立候補する自薦者・被推薦者は、幹事選挙の締め切り日までに、兵庫県透析医会に申し出る。 2. 選任された新幹事による臨時幹事会に於いて、会長候補者の中から会長を選出する。 3. 臨時幹事会で選出後、総会の承認を得る。</p>